

越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力医療機関</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 条文略</p> <p>⌋</p> <p>4 条文略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年条例</p>	<p>(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)</p> <p>第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、<u>協力病院</u>その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 条文略</p> <p>⌋</p> <p>4 条文略</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、<u>同一敷地内にある他の事業所</u>若しくは施設等又はサテライト型特定施設(越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める</p>

第29号。以下この条において「越谷市地域密着型サービス基準条例」という。)第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(越谷市指定地域密着型サービス基準条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 条文略

2 条文略

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 条文略

(4) 条文略

3 条文略

(協力医療機関等)

条例(平成24年条例第29号。以下この条において「越谷市地域密着型サービス基準条例」という。)第130条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)又はサテライト型居住施設(越谷市指定地域密着型サービス基準条例第151条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(衛生管理等)

第33条 条文略

2 条文略

(1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 条文略

(4) 条文略

3 条文略

(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 前項の規定により定める協力医療機関のうち、1以上は市内の医療機関とするよう努めなければならない。

3 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 前項の規定により定める協力病院のうち、1以上は市内の病院とするよう努めなければならない。

関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

7 条文略

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示

3 条文略

(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

しなければならない。

2 介護医療院は、重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第52条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(勤務体制の確保等)

第52条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に
係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 条文略

5 条文略

